

2022年度地方財政計画について

飛 田 博 史

はじめに

2021年12月24日に2022年度政府予算案が閣議決定され、あわせて地方財政見通しである地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が公表された。2021年度の地財計画では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による国・地方の厳しい税収見通しのもとで、10兆円台の多額の財源不足が生じたが、2022年度は前年度の交付税財源が上振れする流れを受けて、財源不足が1990年代以来大幅に縮小し、地方財政対策⁽¹⁾（以下「地財対策」と呼ぶ）にも余裕がみられた。

本稿では2022年度の地財計画の概要と収支見通しの特徴を解説し、その全体像から今後の財源保障を展望する。

1. 政府予算の動向

まず、地財計画の背景となる政府の一般会計予算の動向についてみていこう。

(1) 2021年度第一次補正予算

◆ 概 要

岸田新政権の経済財政政策の試金石となる第一次補正予算は、昨年12月20日に成立した。過去最大となる一般会計歳出総額は36.0兆円、このうち11月19日に閣議決

(1) 国が地方の標準的な歳出と通常の見積もった結果、財源不足が生じた場合に総務、財務両省の折衝により行う財源対策である。通常の見積もった歳入では交付税の法定率分や地方債の発行見通しが積算され、地財対策では国の一般会計加算や地方債の増発などの財源確保策が講じられ収支を均衡させる

定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（55.7兆円）関連の予算規模は31.6兆円で、2022年度当初予算に連動させる16ヵ月予算と位置づけている。これに加え国債整理基金特別会計への繰り入れや地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の増額措置などが盛り込まれた。

一方、歳入は当初予算からの税収の上振れ分6.4兆円を活用するほか、税外収入1.4兆円、前年度剰余金6.1兆円、新規国債発行22.1兆円と、2020年度の補正予算に比べて借金への依存を抑えた。

経済対策関連の主な内容は①新型コロナウイルス感染症拡大防止（18.6兆円）②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え（1.8兆円）③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動（8.3兆円）④防災・減災、国土強靱化の推進などの安全・安心の確保（2.9兆円）からなる。

岸田新政権がかかげる「新しい資本主義」は成長と分配の好循環を両面から促すものであり、成長戦略では科学技術立国を目指す大学ファンドの創設や地方のデジタル化推進（田園都市国家構想）、経済安全保障として先端半導体の国内生産拠点の確保などが盛り込まれ、分配戦略では注目を浴びた「子育て世帯への臨時特別給付金」（以下「臨時特別給付金」と呼ぶ）や看護、介護、幼児教育などの公共サービスにかかわるエッセンシャルワーカーの処遇改善（1,665億円）などが目玉となっている。

デジタル化関連では「デジタル田園都市国家構想推進交付金」（200億円）、地方創生拠点整備交付金（460億円）を計上し、これらを「デジタル田園都市国家構想関連地方創生交付金」と位置づけている。なお、これらに加え当初予算で毎年度計上されている地方創生推進交付金（1,000億円）も同様のデジタル化推進への活用を推奨しており、2014年度に立ち上がった地方創生の戦略もずいぶんと様変わりした印象を受ける。

臨時特別給付金1.2兆円は、2021年度の予備費0.7兆円と組み合わせ、市町村を通じて18歳以下の子どもに一人当たり10万円を給付するもので⁽²⁾、当初、政府は半額をクーポンで給付することにこだわったが、その後、地方自治体（以下「自治体」と呼ぶ）側から多大な事務負担を伴うことへの批判や新聞報道等で現金給付とあわせて二重の事務費用がかかることが明らかとなり、結局、12月15日の総務省通知で、

(2) 児童手当の支給対象にあわせた所得制限がある

現金一括給付や独自財源で所得制限をなくす給付などを容認することとなった。

看護師、介護士、保育士等の処遇改善については、介護士や保育士等は収入の3%程度の引き上げを2022年2月から実施、看護師は段階的に3%に引き上げることを目途に2月から1%程度の引き上げを実施する。補正予算では2月から9月まで全額国庫補助金による分を計上しているが、10月以降は2022年度の当初予算で通常の診療報酬や介護報酬等の公定価格の加算分の国負担を計上するため、それ以降は自治体や利用者負担に跳ね返ることになり、はしごを外されるかたちとなる。

◆ 地方交付税の増額補正

補正予算では交付税の増額補正も講じられた。交付税の基礎財源となる国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の法定率分は、当初予算の見込みから4兆2,761億円の上振れが生じたため、このうち3兆200億円は2021年度の交付税総額の加算等の再算定を行い、残りの1兆2,561億円を2022年度に繰り越すこととした。再算定を行ったのは2011年度以来10年ぶりである。

図表1は近年、交付税法定率分が上振れした年度の財源配分の対策を一覧にしたものである。まず、2021年度の上振れ総額は近年では最高額となっており、財源対策も多様なものとなっている。

順にみていくと、2022年度への繰越額は2015年度に次ぐ高い水準となっており、後述する2022年度の地財対策では、国の一般会計からの加算をほぼ解消することに寄与している。

そのほかは再算定を含む2021年度内での配分である。まず、交付税総額に加算するものとして、①調整額復活（291億円）②特別交付税（282億円）③経済対策（4,127億円 推計）の計4,700億円分がある。このうち調整額復活とは、当初予算段階で地財計画を通じて決定された交付税総額と各自治体の算定結果の総額を突き合わせるための割落とし分を復活させるものである。経済対策については政府の経済対策に合わせて2021年度限りで普通交付税の基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）に「臨時経済対策費」を設けて再算定を行った。算定方法は道府県分、市町村分を同額程度とし、測定単位に人口を用いて、補正係数に反映させる指標として一人当たり各産業売上高、年少者人口比率、人口増減率、人口密度を採用し、市町村分については条件不利地域の割増算定を行った。

交付税への加算以外では、第一に交付税特別会計借入金償還の繰延べの解消（8,500億円）がある。これは2021年度の財源不足の地財対策として、交付税特別

会計借入金の償還計画で予定されていた2020年度（2,500億円）と2021年度（6,000億円）の償還を繰り延べたことから、その合計額8,500億円分を2022年度にまとめて償還したものである。

第二に公庫債権準備金活用の代替財源2,000億円である。公庫債権準備金とは地方公共団体が出資する資金調達機関である地方公共団体金融機構が、その前身となる地方公営金融公庫から引き継いだ債権に対する準備金で、総務大臣、財務大臣の協議を通じて不要額を国庫に返納する仕組みとなっている。近年、低金利が続くなかで準備金の余裕ができ、これを地財対策にしばしば活用しており、直近では2021年度、2022年度にわたり各2,000億円を、地財計画に新設された地域デジタル社会推進費の財源として活用することとなった。このうち2022年度分については準備金の活用を後年度に繰延べ、交付税増額分に対応した。

第三に臨時財政対策債償還基金費1兆5,000億円である。これは2021年度の地財対策として、国と地方の折半ルールにもとづき地方が発行した臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の償還にあてる基金で、本来であれば発行する必要のなかった臨財債の償還分にあてるために2021年度限りで需要額に創設した項目である。なお、各自治体の臨財債の償還費は、通常は毎年度の需要額に償還相当額を算入しているが、基金分についてはいわば先払い分であり、通常の算定からは除かれる。

図表 1 近年の法定率分上振れと補正予算における財政措置の状況

		補正予算年度							(億円)	
		2010	2011		2012	2013	2014	2015	2018	2021
			第2次	第4次						
決算上振れ総額		13,126	5,455	3,608	2,906	11,608	9,538	13,113	5,311	42,761
内 訳	翌年度の地財対策へ繰越	10,126	1,000	3,608	2,199	11,349	9,224	12,644	4,215	12,561
	調整額復活				707	259	315	469	396	291
	特別交付税加算		4,600						700	282
	経済対策	3,000								4,127
	交付税特別会計借入償還 (繰延解消)									8,500
	公庫債権準備金活用の代 替財源									2,000
	臨財債償還基金									15,000

(注1) 2011年度は第2次、第3次補正で繰越額1,000億円、3,608億円確保。なお、総務省の2011年度第2次補正予算資料では5,455億円の決算上振れと書かれているが、内訳は概算のため合計額が合わない。このうち1,000億円は厳密な額

(注2) 2021年度の経済対策4,127億円は、交付税の増額4,700億円から調整額復活、特別交付税を差し引いた試算である

(資料) 各年度の総務省予算にともなう対応の資料より作成

(2) 2022年度政府一般会計当初予算案

2022年度政府一般会計当初予算案は、107兆5,964億円（前年度比伸び率0.9% 以下カッコ内同じ）と前年度を上回り過去最高を更新した。ただし、前年度に続き新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を計上した金額であり、これを除くと2020年度を若干上回る水準である。

一般歳出では社会保障関係費が36兆2,735億円（1.2%）と引き続き高い伸びとなり、過去最高額を更新したが、概算要求の基本方針において、社会保障関係費の実質的な増加を高齢化による増加分以内とする目安の4,400億円増の枠内にとどめた。

消費増税にともなう社会保障充実分については、2兆7,968億円（国1兆8,982億円 地方8,986億円）と前年度を890億円上回る程度であるが、このなかには10月以降の看護・介護職員の処遇改善や不妊治療の保険適用などが計上されている。

社会保障関係費以外では防衛関係費や科学技術振興費などが1.0%以上伸びた。国債費は24兆3,393億円（2.4%）と増加傾向にある。

一方、歳入は税収が65兆2,350億円（13.6%）と当初予算ベースで過去最高を見込んでいる。主な税目では所得税、法人税、消費税がいずれも兆円単位で伸びており、補正予算後と比較してもこれを上回る伸びを見込んでいる。

この結果、公債発行は36兆9,260億円（▲15.3% ▲はマイナス 以下同じ）と前年度に比べ大幅に抑制されたものの、例年でみると高止まりの傾向が続いている。

自治体との関連では、補正予算のところでも触れたデジタル田園都市国家構想予算が新規の事業として注目される。

また、公共事業関係は6兆575億円とほぼ前年度並みを計上し、このなかで2020年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」については2年目となり、同関連予算は3兆8,736億円と前年度を1,000億円上回った。

2. 地財計画の概況 — 一般財源総額過去最高額、財源不足はバブル以来の縮小

(1) 概算要求段階

昨年8月末に提出された総務省一般会計概算要求の地方財政収支の仮試算では、歳出項目の給与関係経費の減少と一般行政経費で増加を見込み、その他は前年度同額と

したうえで総額90.1兆円と見積もった。

一方、歳入では地方税等（地方譲与税含む）で前年度を2.5兆円上回る42.4兆円、地方交付税については国税5税の法定率分の大幅な増収を見込んだ上で、財源不足を4.5兆円程度とした。交付税の要求額は法定加算等2,310億円、交付税特会借入金償還額▲1,000億円、公庫債権金利変動準備金の活用2,000億円などの加減を含め、総額17兆5,008億円とし、臨財債の発行は3.3兆円と大幅に削減する内容となった。

概算要求段階でも、国税や地方税の回復により、財源不足額の縮小や交付税総額の増額要求など、地財見通しの大幅な改善が見込まれていたことがわかる。実際の地財計画はこの見通しをさらに上回って改善した。

(2) 概況

① 地財計画の規模、一般財源総額

図表2は地財計画と地財対策の全体像、図表3は収支総額と一般財源総額等の推移を表したもので、いずれも東日本大震災分を除く通常収支分の金額である。

図表2からみていくと、地財計画の規模は90兆5,918億円（0.9%）と2年ぶりに前年度を上回った。

一般財源総額は63兆8,635兆円（1.1%）、地方交付税の交付団体ベースでは62兆135億円（0.0%）といずれも過去最高水準となった。これは、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2021」を踏まえたもので、同方針では2021年度の一般財源総額の水準を2024年度まで実質的に下回らないように確保する（「一般財源総額実質同水準ルール」⁽³⁾と呼ばれている）と明記されており、これに沿った財源確保となった。ただし、交付団体ベースの増額は前年度比203億円にとどまり、もっぱら東京都などの不交付団体の税収が総額を押し上げた。同水準ルールからすれば必ずしも増加する必然性はないが、これまでの一般財源の増加傾向からすると歯止めがかかった印象を受ける⁽⁴⁾。

(3) 地財計画における一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、民主党政権下の「財政運営戦略」で初めて明記され、その後、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」に事実上引き継がれ今日にいたる。最近では基本方針2021に「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と明記されている

(4) 近年で交付団体の一般財源総額の増加幅がもっとも小さかったのは2018年の前年度比56億円であったが、当時は不交付団体分を含めても伸び幅は小さかった

図表2 2022年度地財計画と地財対策の全体像（通常収支分）

（単位：兆円）

地財対策	歳入	歳出
○一般会計の加算措置等 既往法定分等0.02	財源不足 2.6 (▲74.7%)	給与関係経費 20.0 (▲1.0%) うち 退職手当以外 18.5 (▲0.8%)
○地方債増発 財源対策債0.76 臨時財政対策債1.8	A:地方交付税法定率分 17.6 (17.4%) B:国税減額補正精算分 ▲0.3 C:交付税特会償還金 ▲0.5 D:同特会利払い▲0.07 E:前年度繰越分1.3 地財対策前の交付税総額額 (A+B~Eの増減要因) 18.0	一般行政経費 41.4 (1.4%) うち 補助23.5 (2.2%) うち 単独14.9 (0.3%) うち まち・ひと・しごと 創生事業費1.0 (前年度同) うち 地域社会再生事業費 0.4 (前年度同) うち 地域デジタル社会推進費 0.2 (前年度同)
	地方債（臨時財政対策債等 除く通常債）5.1 (1.5%)	投資的経費 12.0 (0.3%) 直轄・補助5.7 (▲1.1%) 単独事業6.3 (1.5%) うち 緊急防災・減災事業費 0.5 (前年度同) うち 公共施設等適正管理 推進事業費0.6 (20.8%) うち 緊急自然災害防止対策 事業費0.4 (前年度同)
	地方税41.2 (8.3%) 地方譲与税2.6 (42.6%)	維持補修費1.5 (1.4%) うち緊急浸透推進事業費0.1 (前年度同)
	地方特例交付金0.2 (▲36.6%)	公債費11.4 (▲3.0%)
	国庫支出金14.9 (0.7%)	その他4.3 うち、水準超経費1.9 (60.9%)
	その他 6.0 (1.6%)	

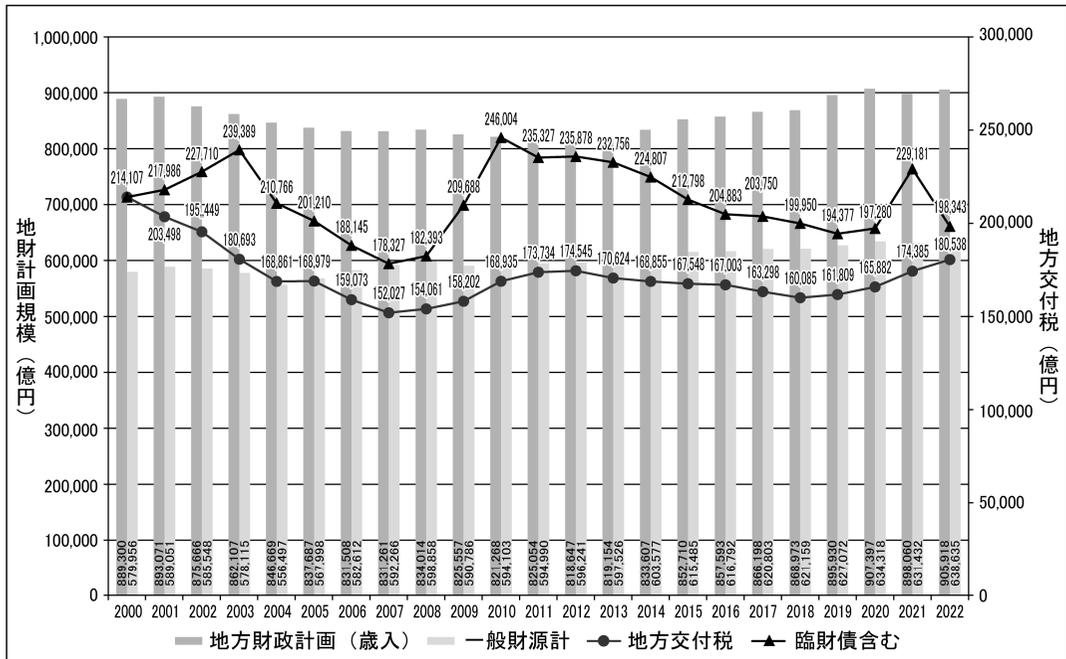
* 図中の数字は兆円 カッコ内は前年度伸び率、▲はマイナス
* 四捨五入の関係で積み上げが合計と一致しない箇所がある
* 一般財源総額の伸び率は前年度の猶予特例分を除いた額と比較した伸び率

- 地財計画規模 90.6兆円 (0.9%)
- 一般財源総額 63.9兆円 (1.1%) (水準超経費除く交付団体ベース)
- 62.0兆円 (0.0%)
- 地方交付税総額 18.1兆円 (3.5%) (臨財債含む実質額)
- 19.8兆円 (▲13.5%)

一般財源のうち地方税は41兆2,305億円（8.3%）と過去最高額を見込んでおり、法人住民税や事業税などの大幅な回復と2019年度の地方消費税の下支え効果が寄与している。また、地方譲与税も2兆5,978億円（42.6%）と大幅に伸びた。

一般財源総額の内訳をみると地方税等や地方交付税が増加し、臨財債への依存度を大幅に減らした財源保障となったことから、一般財源構造の質的改善がみられる。

図表3 地財計画、地方交付税の推移



(資料) 各年度の地財計画より作成

② 財源不足

財源不足は2兆5,559億円(▲74.7%)と財源不足がほぼ解消した1990年初頭に次ぐ最小額となった。この結果、地財対策では財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる「折半ルール」が2年ぶりに解消された。

③ 交付税総額

交付税総額は18兆538億円(3.5%)と伸びているが、これは主に交付税の法定率分や前年度からの法定率分の繰越によるもので、ほぼ一般会計加算に依存しない自然体での伸びである。また、交付税の代替財源である臨財債とあわせた実質額では19兆8,343億円(▲13.5%)となり、財源不足の縮小と交付税法定率分の増加により臨財債の発行が大幅に抑制された。

(3) 東日本大震災分(4,010億円)

地財計画の別枠で計上される東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,987億円(▲10.2%)、全国防災事業が1,023億円(▲6.1%)と減少傾向にある。

復旧・復興事業については、2020年度をもって東日本大震災復興交付金（補助金）は廃止されたが、政府が2021～2025年の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置づけ、総額1.6兆円程度の財源を確保しており、未完了のハード事業は一般施策を移行させた上で、地震・津波被災地域における子どもへの支援など被災者支援の継続、災害公営住宅の負担軽減策の継続、産業・生業の再生などのソフト事業が中心となっている。なお一連の事業にともなう自治体の一般財源を確保するため震災復興交付税制度は存続しているが、事業規模は今後減少していく見通しである。

一方、全国防災・減災事業は、すでに事業自体は終了し、現在は起債の元利償還金が計上されており、いずれ廃止される見通しである。

3. 地財対策の特徴

地財対策は、地方財政収支を交付税法定率分および地方債の通常分で見積もった場合に生じる財源不足を補てんする財源対策である。

図表2の左上が地財対策の内容である。前年度の地財対策では「折半ルール」による一般会計加算や交付税特別会計における剰余金の活用などの多彩な対策がみられたが、2022年度は折半ルールが解消し、また、交付税特別会計においても交付税特別会計剰余金などの加算措置は前年度繰延分を除いて行われなかった。

（1）一般会計加算

① 既往法定分（154億円）

既往法定分とは過去の経済対策等にともなう地方負担について、地方交付税法（以下「交付税法」と呼ぶ）にもとづき、国の責任で一般会計から加算するものであり、例年であれば数千億円が加算される。

2022年度はわずかに154億円にとどまったが、これは本来であれば2,156億円⁽⁵⁾が加算されるところを、財源不足の縮小を踏まえ、2017年度税制改正による配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収補てん分を除き、2027年度以降に加算する

(5) 例年、総務省が新年度の地方財政見通しを詳細に解説する「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」で、既往法定分の内訳などについて詳細に記述されるが、2022年度は154億円の金額のみであり、繰り延べた分の内訳は不明である

ことにしたためである。なお、繰り延べた既往法定分の内訳は不明であるが、例年であれば公共事業等臨時特例債の利子負担である。

(2) 地方債の増発

① 財源対策債（7,600億円）

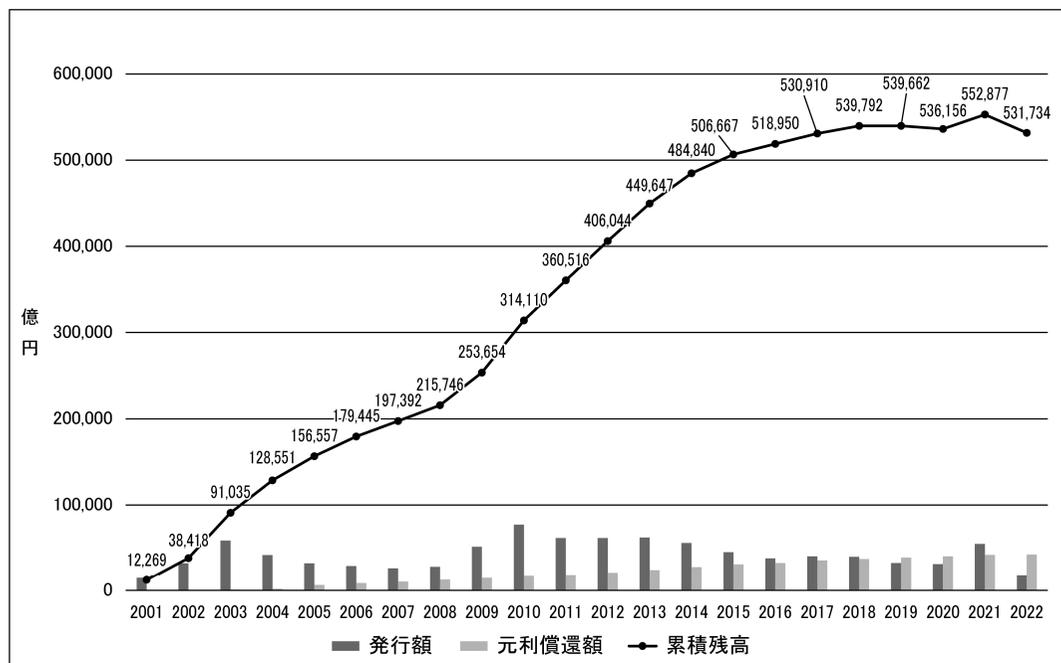
公共事業の建設地方債の充当率の上乗せ分として発行される財源対策債は、前年度を100億円下回る7,600億円を見込んでいる。

② 臨時財政対策債（1兆7,805億円）

折半ルールの解消により、過去の臨財債の元利償還金等の一部への充当に限定したため、前年度の5兆円台から大幅に縮小した。2022年度の臨財債の元利償還額は4兆9,876億円で、事実上の借り換えとなる臨財債の発行を抑制したことで、その残高は前年度から2.1兆円減少し、53.2兆円となった。

図表4は臨財債発行が始まった2001年度以降の発行額、元利償還額、累積残高の推移である。

図表4 臨財債の発行額、元利償還額及び累積残高



(資料) 全国都道府県財政課長・市町村財政担当課長合同会議2022年1月24日 地方債関係資料より作成

発行額と償還額の推移をみると、元利償還額が年々増加傾向をたどるなかで発行額がこれを下回ったのは2019年度、2020年度、2022年度で、いずれも財源不足が大幅に縮小した年度に限られる。

累積残高は近年発行額が抑制されることで横ばいになりつつあり、2022年度は2019年度、2020年度に続き前年度を下回った。

あくまで同特例債が交付税法の臨時的措置であり、本来、通常の交付税で財源保障されるべき見地からすれば、臨財債の発行を抑制して償還額を増やし、その残高を減らしていくことは必要である。ただし、「一般財源総額同水準ルール」が歳出の上限値としての役割を強めていけば、元利償還費の年々の増加が一般財源総額に食い込み、実質的な財源保障が縮小することになりかねない。地方の標準的行政に対する一般財源の十分性を検討した上で、臨財債償還費を含む一般財源総額の水準が問われるべきであろう。

(3) 後年度の地財対策に繰り延べた

財源不足の縮小を受けて、2022年度の地財対策で活用予定の財源が繰り延べられたことも今年度の特徴である。

第一に既述した既往法定分の加算時期の調整、第二に公庫債権金利変動準備金の活用時期の調整である。後者は地方公共団体金融機構が旧公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動リスクに対する準備金で、その不用額を2021年度、2022年度にわたり、2,000億円ずつ活用する予定となっていた。このうち2022年度分は活用時期を見直し後年度に活用することとなった。これだけの財源を繰り延べることは、決算上振れ分の翌年度活用を除けば、近年みられなかったことである。

(4) 地財対策の推移からみた状況

図表5は2010年度以降の地財対策の内容を整理したものである。

一般会計加算についてみると、「折半ルール」が適用されなかったのは財源不足が4兆円台まで減少した2019年度、2020年度以来で、既往法定分の繰り入れを事実上後年度に繰り延べたのは少なくとも2000年度以降では初めてである。

財源対策債は2014年度以降7,000億円台で推移しており、2022年度は最小額となっている。また臨財債についても、新規発行が行われなかったのは2019、2020年度に続き3回目となり、既往債償還分（臨財債償還にあてる発行分）が初めて1兆円台まで

図表5 地財対策（財源不足補てん）の状況

(億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
一般会計加算	76,291	58,866	58,613	54,176	41,186	21,155	8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915	154
内訳													
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169	
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300							
財源対策債の発行	10,700	9,400	8,200	8,000	7,800	7,800	7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700	7,600
臨時財政対策債の発行	77,069	61,593	61,333	62,131	55,951	45,249	37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796	17,805
内訳													
既往償還分等	23,189	23,439	22,972	26,086	29,513	30,720	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627	17,805
新規発行分	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655			17,169	
その他	18,108	12,593	8,700	8,500	1,000	4,000	2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811	
内訳													
国税決算精算繰り延べ	6,596								2,245			4,811	
交付税特別会計償還繰り延べ	7,812	7,593						1,000				8,500	
交付税特別会計剰余金活用	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500	
減収補てん特例交付金													
公庫債権金利変動準備金活用			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000	
合計（財源不足額）	182,168	142,452	136,846	132,808	105,938	78,205	56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222	25,559

(注1) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

(注2) 表中の別枠加算とはリーマンショック対策として、通常の折半ルールと別に国の一般会計から加算していたものである

(資料) 毎年度の地財計画資料より作成

縮小し、臨財債残高の減少につながっている。

2022年度は「その他」に含まれる財源対策がまったく講じられなかったことも特徴で、2019年度、2020年度でさえ、公庫債権金利変動準備金や交付税特別会計剰余金を活用している。

以上のような経過をみると、2022年度の地財見通しは、地財対策としての交付税加算をほぼ不要とする近年にはない良好な状況になった。

(5) 地方交付税総額からみた財源対策

次に地財対策を交付税総額の確保の面からみてみよう。

まず、図表2の歳入の上から2枠目の概要で簡単にみておこう。Aは交付税の法定率分で17.6兆円（17.4%）と大幅に回復している。ここから、控除項目であるB～Dを差し引き、前年度補正予算で繰り越した1.3兆円を加算した結果、実質額で18.0兆円を確保した。

2022年度の特徴を詳しく述べると以下の通りである。

① 交付税法定率分（精算等調整前 17兆6,441億円）

交付税の原資となる法定率分を税目別にみてみよう。

図表6は2022年度の交付税の法定率分を前年度と比較したものである。参考とし

て2年前の額も記載した。総額では前年度に比べて約2.6兆円も上回っており、財源不足が4兆円台であった2年前と比べても1兆円近く多くなっている。税目別にみると酒税を除いて前年度を上回っており、法人税および地方法人税の増加率が高い。また、金額の伸びには表れていないが、2019年度に再増税した消費税が交付税原資の安定的ベース財源となっていることも財源不足縮小の隠れた貢献といえる。

ただし、国税見通しの根拠となる政府経済見通し（2021年12月23日閣議了解）ではGDP成長率を実質で3.2%、名目で3.6%と2000年度以降、ほとんど達成したことのない⁽⁶⁾伸び率を見込んでおり、こうした成長を根拠とする税収の過大見込みも懸念される。

図表6 税目別の法定率分の状況

(億円)						
法定5税	法定率%	2020年度 (参考)	2021年度	2022年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率
所得税	33.1	64,641	61,788	67,464	5,677	9.2%
法人税	33.1	39,935	29,780	44,142	14,362	48.2%
酒税	50	6,325	5,880	5,640	▲240	▲4.1%
消費税	19.5	42,352	39,554	42,067	2,514	6.4%
地方法人税	100	14,564	13,232	17,127	3,895	29.4%
法定率分計		167,817	150,234	176,441	26,207	17.4%

(注) 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である

(資料) 2022年度地財計画および政府予算資料より作成

② 国税減額補正精算分等 (▲2,910億円)

国税の当初見込みに対して、決算見通しが下振れした場合に相当額を後年度の法定率分から分割控除している。2022年度は2008、2009、2019年度分が控除された。

③ 交付税特別会計借入金償還額 (▲5,000億円)

過去の地財対策で行われた交付税特別会計借入金の地方負担分を、償還計画にもとづいて法定率分から控除している。前年度の地財対策では、この償還を繰り延べる苦しい対応となったが、2022年度は改めて償還計画を見直した上で5,000億円を控除した。なお、既述の通り2021年度の補正予算において、前年度の地財対策で繰

(6) 2000年度以降、名目GDP成長率が3%を超えたのは2015年(3.3%)だけである(日経新聞2022年1月15日参照)

り延べた償還額8,500億円も遡って償還した。

④ 交付税特別会計借入金支払利子（▲709億円）

交付税特別会計の借入金残高は約30兆円あり、その支払利子として709億円が控除された。

⑤ 2021年度繰越金（1兆2,561億円）

2021年度の補正予算において、法定率分の上振れが過去最大の4兆2,761億円となり、このうち、1兆2,561億円を2022年度の交付税に加算した。地財対策の一般会計加算がほぼ不要となったのは、この繰越分が大きく寄与している。その点では今回の財源不足の縮小は、繰越金という臨時的な要因による結果とみることもできる。

(6) 地方交付税総額確保の推移

図表7は2010年度以降の交付税総額確保の推移をみたものである。法定率分（精算調整前）は2022年度が過去最高額となっている。2022年度の過年度繰越金は2016年度に次ぐ高い水準となっているが、法定率分の上振れ分の額からすれば2022年度ははるかに上回っている。

このほか交付税特別会計剰余金や公庫債権金利変動準備金は、今回加算に用いなかったことから、後年度の地財対策に余力をもたせることになる。

図表7 地方交付税総額の財源対策（億円）当初ベース

(億円)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
法定率分	95,530	106,101	110,517	112,304	122,194	140,270	151,471	151,634	155,471	162,108	167,817	150,234	176,441
国税決算精算分	-7,470	-999	-4,464	-3,808	-3,145	-2,486	-1,811	-3,874	-2,355	-2,355	-2,355	-3,004	-2,910
交付税特会借入金利子	-5,712	-4,361	-2,428	-1,746	-1,729	-1,614	-1,584	-820	-804	-792	-771	-760	-709
交付税特会借入償還	-7,812	-1,000	-1,000	-1,000	-2,000	-3,000	-4,000	-4,000	-4,000	-5,000	-5,000		-5,000
国税決算精算等繰り延べ	14,408												
過年度繰越金		10,126	4,608	2,199	11,349	9,224	12,644			4,215		(注)2,500	12,561
交付税特会剰余金	3,700	5,000	5,200	2,000	1,000	1,000		3,400	750		1,000	1,500	
既往法定分	7,561	8,062	9,752	8,231	8,648	4,326	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154
臨時財政対策加算	53,880	38,154	38,361	36,045	26,438	14,529	2,747	6,651	1,655				17,169
別枠加算	14,850	12,650	10,500	9,900	6,100	2,300							
公庫債権金利変動準備金			3,500	6,500		3,000	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000	
返還金											4	1	1
交付税総額	168,935	173,734	174,545	170,624	168,855	167,548	167,003	163,298	160,084	161,809	165,882	174,385	180,538

(注) 2020年度補正で、取りやめた交付税特会借入金償還分の財源を2021年度に繰り延べたもの。

したがって、通常の法定率分の上振れではない

(資料) 各年度地財計画資料より作成

4. 地財計画の収支の注目点

岸田新政権発足後の経済対策を踏まえたとはいえ、従来からの経費拡充を引き継ぎつつ、比較的小粒な見直しにとどまった。

(1) 保健師の増員 — 2年目

新型コロナウイルス感染拡大にともなう保健所の体制強化を図るため、2020年9月に国が行った保健所体制にかかる自治体の意向調査を踏まえ、感染症対応の保健師の増員を図ることとなり、地財計画における当該人員を2021年度から2年間で900人増員する。2年目となる2022年度は2,250人から2,700人に増員する。

地財計画における人員拡充にあわせて、道府県分の交付税算定において基準財政需要額の衛生費の標準団体（人口170万人 保健所数9カ所）の保健師人員を2年間で24人から36人に引き上げる。

目下、デルタ株をはるかに上回る感染力をもつオミクロン株のコロナ感染が急拡大しており、すでに大都市圏の保健所では陽性患者や濃厚接触者の急増でパンク状態という報道がなされている。ウィズコロナの社会といわれるなかでは、保健所とともに重要な役割を果たしている市町村の保健センターも含め、さらなる人員の増強が求められる。

(2) 臨時的経費3項目 — 金額は変わらず、一部財源の見直し

あくまで本稿での呼び名であるが、臨時的経費とは国の政策経費として一般行政経費の単独事業の別枠で計上されている項目で、「まち・ひと・しごと創生事業費」（2015年度～）、「地域社会再生事業費」（2020年度～）、「地域デジタル社会推進費」（2021年度～）の3経費を指す。臨時的と呼ぶ理由は「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域デジタル社会推進費」のように、経費計上の期間に一定の目途があること。これらの経費を交付税で算定する根拠となる地方交付税法の附則で「当分の間」として規定されていることがあげられる。

2022年度は臨時的経費の金額に変化はないが、一部の項目で裏付けとなる財源の見直しがある。

◆ 地域デジタル社会推進費 — 財源の見直し

2021年度に新設された「地域デジタル社会推進費」は、国が推進する「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」にあわせて、地域デジタル社会形成、すなわち地域における光ファイバーや5Gサービスなどの普及を図る経費として2021年度、2022年度の2年間にわたり各2,000億円計上されている。

同経費は公庫債権金利変動準備金の活用とセットで計上されたものであるが、2022年度は、同準備金の活用時期を後年度に繰り延べた上で一般財源総額の枠内で確保することになった。

岸田新政権においてもデジタル化は政策の柱であり、2年限りとなっている同経費の延長や見直しを含めた動向が注目される。

（3） 公共施設等適正管理推進事業費の期間延長と対象事業拡大

1960～70年代に自治体が整備した公共施設や道路橋りょう等の社会資本インフラの維持更新の時期が集中し、その対策として、総務省は2014年1月に自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を求め、2015年度の地財計画から投資的経費の単独事業として関連事業費を創設し、現在は公共施設等適正管理推進事業費として計上している。従来の対象事業は①公共施設等の集約化・複合化②長寿命化事業③転用事業④立地適正化事業⑤ユニバーサルデザイン化事業⑥除却事業からなり、財源措置のスキームは事業費の90%に「公共施設等適正管理推進事業債」を充当でき、元利償還金の30～50%を後年度の交付税算定に算入するものである。

事業期間は2017～2021年度の5年間としてきたが、自治体の要望を踏まえ、事業費を4,800億円から5,800億円に増額した上で5年間延長する。また、対象事業についても新たに「脱炭素化事業」を新設し、既存の長寿命化事業についてもダム、空港施設を追加した。いずれも財源措置の条件は変わらない。

（4） 消防・防災力の強化 — 緊急防災・減災事業費の対象拡大

緊急防災・減災事業費は、東日本大震災後の全国的な防災力強化のために、2013年度の地財計画から計上されており、公共・公用施設の防災機能強化・耐震化、避難所の環境改善、感染症対策等の事業について、事業費全額に「緊急防災・減災事業債」を充当でき、元利償還金の70%を後年度の交付税算定に算入するものである。現在の事業期間は2021～2025年度となっている。

対象事業は年々拡大しており、2022年度は消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化など、消防関連の事業を対象事業として追加した。

(5) 公立病院経営強化の推進

総務省は公立病院経営の厳しい状況を踏まえ、これまで「公立病院改革ガイドライン」（2007年12月）、「新公立病院改革ガイドライン」（2014年3月）を示し、自治体に対して経営改革プランの策定を求めてきた。たとえば新公立病院改革ガイドラインでは「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の4つのプランの実施を求めている。

総務省の調査（2021年3月末現在）によれば、多くの自治体病院が経営形態の見直し（地方公営企業法全部適用など）や地域医療構想を踏まえた機能別病床の見直しなどに取り組んでいる。しかし、病院の財務状況は新型コロナウイルス感染対策の財政支援により一時的に収支黒字となっているものの、経営状況は引き続き厳しい。

こうしたなかで同省は、新型コロナウイルス感染対策における公立病院の役割の重要性を踏まえ、新たに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を2021年度中に示すことを明らかにした。そのため、昨年10月にガイドライン改訂へ向けた有識者会議を設置して検討を始めた。12月に公表された中間とりまとめでは、自治体による新たな改革プラン策定を2022年度または2023年度中に求め、そのなかで地域の事情に応じた公立病院経営の強化策として、新たに新興の感染症に備えた施設・設備の整備や都道府県立病院と中小規模の公立病院の連携・支援の一層の強化を盛り込んだ。

地財計画では、こうした動きを踏まえ、機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債の拡充・延長、医師派遣等にかかる特別交付税措置の拡充などの経費が追加された。

新たなガイドラインが、従来の病院経営の効率化という考え方を堅持しつつ、コロナ禍の医療体制の強化を視野に、地域の実情を踏まえた公立病院体制の構築にどのような方向性を示すのか注目される。

(6) 下水道事業の広域化・共同化の推進

下水道事業をめぐるのは処理場や下水道管きよの維持更新費の増加、技術職員の不足、人口減少等による中期的な使用料収入の減少が見込まれるなか、その効率的な運

営が課題となっている。こうした状況を踏まえ2018年1月に国交省・総務省等四省連名通知により、2022年度末までに都道府県と市町村等による広域化・共同化計画の策定を求めている。

今回、広域化・共同化の手法のうち市町村公共下水道等の流域下水道への統合をすすめるため、接続管きよ等の整備に関する地方財政措置を拡充し、一般会計からの繰出基準を従来の4割から5割に引き上げ、その負担の70%を引き続き交付税算定に算入する。また、同一下水道事業内の処理区統合（管きよの接続）を、下水道事業債の対象事業に追加した。

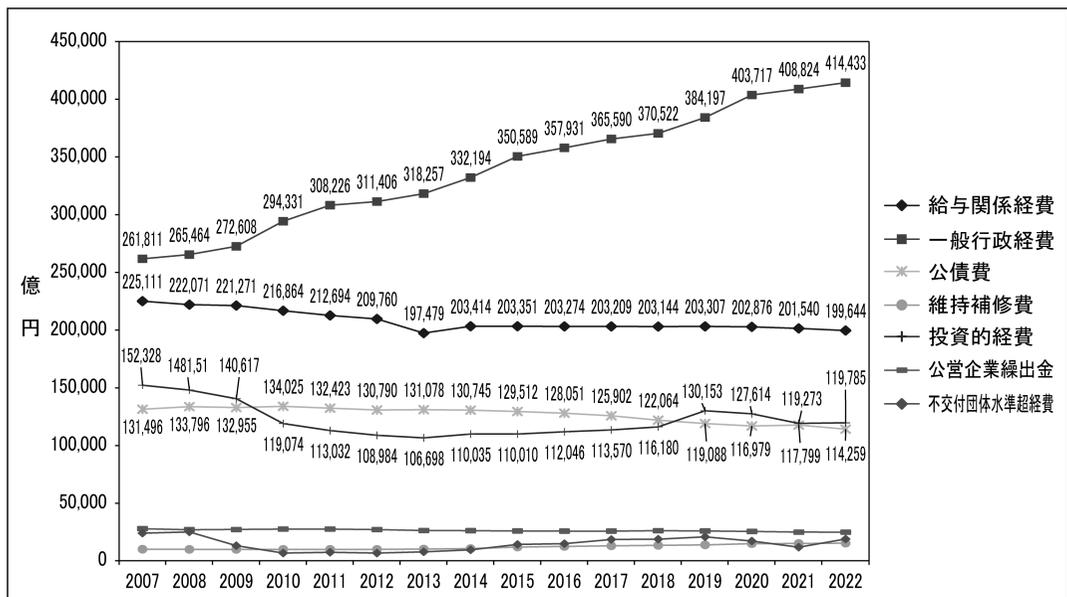
5. 歳出項目の動向

続いて主な歳出項目の動向についてみていこう。

(1) 概況

図表8は2007年度以降の歳出の推移を主な項目別にみたものである。

図表8 地財計画（歳出）の状況



(資料) 各年度の地方財政計画より作成

項目別の傾向はおおむね変わらないが、給与関係経費が2013年度以来20兆円を下回ったことや公債費の減少幅が大きいこと、投資的経費が2019年度以来前年度比を上回ったこと、水準超経費が大幅に増加していることなどが特徴である。

(2) 給与関係経費（19兆9,644億円 ▲0.9%）—— 期末手当の12月調整分の繰延

職員や議員などの人件費を含む給与関係経費は、退職手当の減少と期末手当の削減により3年連続で減少した。減少率では昨年度の0.7%を上回っているが、これは期末手当の計上方法に原因がある。同経費は人事院勧告や人事委員会勧告の内容を踏まえて計上されるが、昨年の期末手当減額の勧告にもとづく国家公務員の給与改定等の法案審議が遅れ、12月1日の期末手当の調整に間に合わず、2022年の6月の調整に繰り延べることとなった。これに準じて地財計画でも2021年度分の減額を2022年度の給与関係経費に反映させたため、減少率が大きくなった。

したがって、給与関係経費の減少幅はあくまで減額調整の期間ずれによるものであり、大幅な人件費の削減を見込んだものではない。

なお、今年1月24日開催された全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議で公表された留意事項⁽⁷⁾では、2021年度中に期末手当の引き下げを行った自治体に対し、これにより不用となった財源を確保するなどして、2022年度の期末手当の支給に備えるよう要請している。

次に計画人員の増減状況についてみてみよう。

図表9は2020年度から3年間の推移をみたものである。

まず、合計でみると2022年度は5,160人の増と過去2年間に比べて1.8倍程度伸びている。これは高等教育関連の教職員を除きすべての職員区分で増加しているため、とりわけ義務教育諸学校教職員が1,756人と大きく伸びている。これは2022年度から公立小学校高学年で導入される「教科担任制」や2021年度から5年間で段階的に移行する小学校の35人学級にともなう教職員の増員などによるものである。

このほか、増員の過程にある保健師や児童福祉司以外の一般職員も引き続き純増となっており、近年の保健福祉関連の人材確保を含む、職員の全般的な人手不足を踏まえた増員とみることができる。

なお、職員数の増加にかかわらず給与関係経費が減少しているのは、退職手当と期

(7) 「令和4年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」

図表9 計画人員の増減の状況

	(人)		
	2020	2021	2022
義務教育諸学校教職員	433	946	1,756
公立高等学校・公立大学校等の教職員	▲ 4,481	▲ 4,373	▲ 2,522
一般職員	5,014	5,969	5,426
うち保健師		450	450
うち児童福祉司等	576	920	703
警察官	159	▲ 250	
警察事務職員	500		
消防職員	1,000	500	500
合 計	2,625	2,792	5,160

(資料) 総務省自治財政局資料より作成

末手当の引き下げ等による減少(3,072億円)が、職員数の増加による経費増(179億円)を大きく上回ったためである。

(3) 一般行政経費(41兆4,433億円 1.4%) — 引き続き補助事業中心の伸び

補助事業が社会保障関係費等を中心に23兆4,578億円(2.3%)と大きく伸びており、幼保無償化、障がい者自立支援給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費などで増加している。

単独事業は臨時的経費3項目および国保・後期高齢者医療制度関連事業費を除き、14兆8,667億円(0.3%)と微増となった。増要因は社会保障関係費や森林環境譲与税を財源とする森林整備関連経費である。森林環境譲与税は市町村を主体とする森林整備等の財源として自治体に配分されるもので、2024年度から課税が始まる国税・森林環境税を財源とする。同譲与税は2019年度より課税に先駆けて導入されており、現在は公庫債権金利変動準備金を財源として段階的に金額を引き上げており、2024年には600億円となる。2022年度は前年度の400億円から500億円に引き上げられるため、相当額の経費を計上している。

一方、減要因は、震災復興特別交付税による地方税等の減収補てん見合いの歳出額368億円である。震災復興特別交付税に関連する事業の収支は地財計画の東日本大震災分として別枠で計上され、その分を一般行政経費の単独分から差し引くため減要因となっている。

震災復興関連の控除があるとはいえ、近年の伸び率をみると消費増税にともなう社会保障の充実が反映された2019年度、2020年度を除いて低調で、これが枠計上される

単独事業の相場観となっている。とりわけ2022年度は森林環境譲与税の引き上げ相当分の100億円が加算されており、これを除けば実質的な伸び率はさらに低い水準といえる。

(4) 公債費（11兆4,259億円 ▲3.0% 実質▲1.2%） — 臨財債償還費は増加

臨財債の償還費が増加傾向にある一方、建設地方債等の発行額が長年抑制されているため、総額では減少傾向が続いている。減少率が大きいのは前年度の猶予特例債の償還分を含んでいるためである。猶予特例債は新型コロナウイルス感染症拡大にともない、2020年4月30日の地方財政法関連法案改正により創設されたもので、地方税の徴収猶予にともなう減収分を補てんする1年度限りで発行する地方債である。元利償還金は翌年度に回収する税収分で一括償還したため、2021年度の公債費が一時的に膨らんだ。したがって、実質的な公債費の伸びはマイナス1.2%である。

(5) 維持補修費（1兆4,948億円 1.7%）

緊急浚渫推進事業費が前年度と同額の1,100億円計上された上で、近年の歳出実績を踏まえて増加している。全体に占める割合は低いものの、今後、公共施設や社会資本インフラの維持補修費が嵩んでくるなかでは、引き続き微増傾向が続くとみられる。

(6) 投資的経費（11兆9,785億円 0.4%） — グリーン成長戦略で増額

直轄・補助事業は2019年度から3年間にわたる「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」で一時的に増加したが、2022年度は前年度を下回る水準となった。一方、単独事業については公共施設等適正管理推進事業費の増額により前年度を上回り、また、緊急防災・減災事業費については2021年度から5年間延長されたことから、総額では6兆円台で推移している。

(7) 公営企業繰出金（2兆4,349億円 ▲0.3%） — 企業債償還費以外が増加

各種公営企業債の償還費が減少傾向にあるため、総額では4年連続で前年度を下回っている。ただし、既述の通り、公立病院経営強化や下水道事業の広域化・共同化といった政策経費は増加しており、前年度比で2.5%増となっている。

(8) 不交付団体水準超経費（1兆8,500億円 60.9%）—— 地方税の回復で大幅増

不交付団体水準超経費は、不交付団体の財源超過額見合いの経費を枠計上したものである。一般的に地方税の増収局面では不交付団体の税収が伸びるため、見合いの水準超経費を引き上げて交付団体の財源保障枠を維持している。2022年度は地方税の大幅な増加により水準超経費が前年度より7,000億円増加したため、地財計画も0.9%伸びたが、これを除いた交付団体ベースでは0.1%の伸びにとどまった。

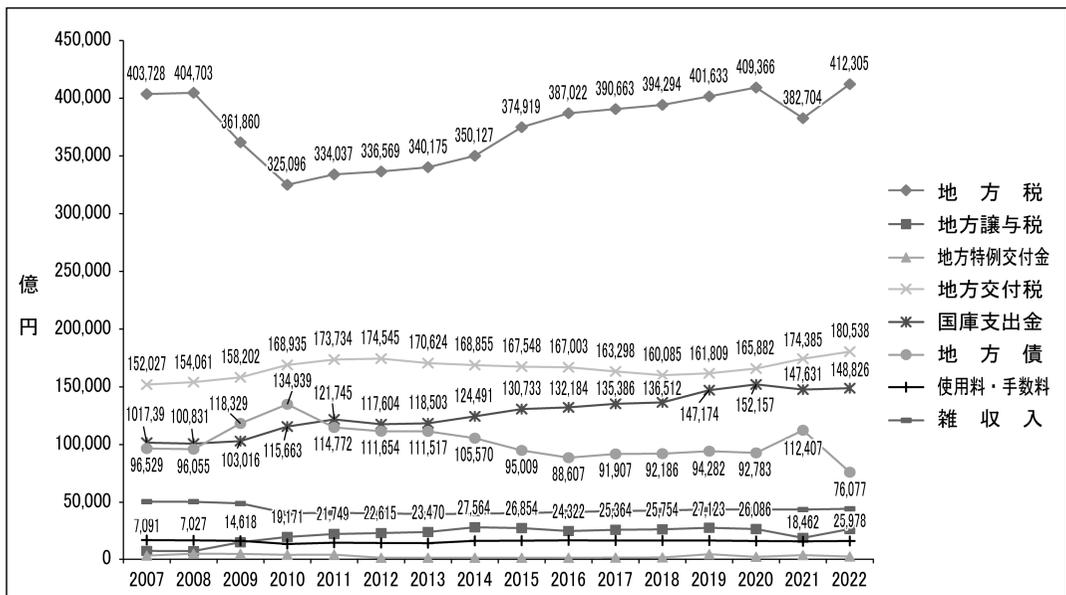
6. 歳入項目の動向

(1) 概況

図表10は2007年度以降の歳入の推移を項目別にみたものである。

一般的に前年度の新型コロナの影響から回復した見通しとなり、地方税は過去最高額を更新、地方譲与税も2020年度の水準を回復し、交付税も地財対策をほとんど講じずに18兆円台に乗った。また、地方債は臨時債の発行が大幅に縮小したことにより、

図表10 地方財政計画（歳入）の推移



(資料) 各年度の地方財政計画より作成

1993年度の6.2兆円以来の水準となった。

(2) 地方税 (41兆2,305億円 7.7% 猶予特例分除き8.3%)

図表11は通常収支分と東日本大震災分をあわせた税目別の税収見通し⁽⁸⁾である。

ほぼすべての税目で前年度を上回っており、2020年度と比較しても上回っている税目が多くみられる。増加額でみると道府県分では個人住民税（道府県民税個人分）、事業税、地方消費税、市町村分では個人住民税（市町村民税個人分）、法人住民税（市町村民税法人分）、固定資産税が大きく、伸び率でみると法人課税の割合が高い道府県分で高くなっている。なお、猶予特例分を除く伸び率とは、2020年度の地方税の徴税猶予分の2021年度回収分を除いたもので、実質的な伸び率とみることができる。

新型コロナ感染拡大下にもかかわらず、2020年度の国税決算が過去最高額を更新し、2021年度政府補正予算では税収の上振れ分を計上するなど税収の手堅さが明らかとなり、2022年度の地方税についても高めの見通しとなった。

国税決算の税収増の要因については①米中を中心とする景気回復にともなう製造業の業績回復②在宅中心の生活によるゲームや通信機器等のいわゆる「巣ごもり需要」の増加③新型コロナ禍のあおりを受ける中小企業ではもともと法人税を納めていない法人も多く、業績悪化が税収に影響しなかったといったことが指摘されており（日経新聞2021年6月30日）、2022年度も景気拡大を予想して地方税を含めた税収増を見込んでいるとみられる。

ただし、国税も含めた税収見通しについては、以下の留意点がある。

第一に政府の著しく高い経済成長見通しである。2021年12月23日に閣議了解した2022年度の経済見通しでは、実質経済成長率が3.2%、このうち個人消費が4.0%、法人の設備投資が5.0%といずれも民間の予測を上回る強気の見通しを立てている。しかし、2021年度の実質成長率見通しは緊急事態宣言の発令による影響から、年央試算を3.7%から2.6%に引き下げており、2022年度についても、オミクロン株の感染収束の状況やアメリカFRBの利上げ決定の影響など内外の経済動向によって下振れする懸念がある。政府の経済成長見通しを前提とする地財計画の地方税についても、2020年度と同様に大幅な税収の下振れが生じ、再び減収補てん債などの発行や補正予算に

(8) 地財計画では標準税収入で見積もるため、自治体の超過課税や法定外税など税収分は除外される

図表11 2022年度の地方税見込額（通常収支・東日本大震災分合計）

		(億円)				
		2020(参考)	2021	2022	増減額	伸び率
道府県税	道府県民税個人分	45,092	43,178	44,635	1,457	3.2%
	道府県民税法人分	4,711	2,502	3,426	924	19.6%
	利子割	416	316	267	▲ 49	▲ 11.8%
	配当割	1,636	1,566	1,614	48	2.9%
	株式等譲渡所得割	913	1,673	2,400	727	79.6%
	事業税	43,406	34,255	46,170	11,915	27.5%
	地方消費税	58,210	57,496	59,167	1,671	2.9%
	不動産取得税	4,257	3,791	3,911	120	2.8%
	道府県たばこ税	1,435	1,424	1,446	22	1.5%
	自動車税	16,508	16,066	16,765	699	4.2%
	うち環境性能割	1,214	932	1,482	550	45.3%
	うち種別割	15,294	15,134	15,283	149	1.0%
	軽油引取税	9,641	9,300	9,307	7	0.1%
	その他	497	486	468	▲ 18	▲ 3.6%
	道府県税計		186,670	171,980	189,520	17,540
市町村税	市町村民税個人分	83,350	79,841	82,494	2,653	3.2%
	市町村民税法人分	16,757	10,749	15,863	5,114	30.5%
	固定資産税	93,560	91,506	95,087	3,581	3.8%
	軽自動車税	2,873	2,891	3,188	297	10.3%
	うち環境性能割	118	93	175	82	69.5%
	うち種別割	2,755	2,798	2,943	145	5.3%
	市町村たばこ税	8,786	8,721	8,819	98	1.1%
	事業所税	3,884	3,899	3,913	14	0.4%
	都市計画税	13,431	13,228	13,570	342	2.5%
	その他	247	157	177	20	8.1%
市町村税計		222,696	210,724	222,785	12,061	5.4%
地方税計		409,366	382,704	412,305	29,601	7.2%

(注) 合計額は東日本大震災による減免等控除後の金額であり、税目の合計と異なる
 (資料) 総務省「令和4年度地方税及び地方譲与税収入見込額」

おける臨財債の増発を余儀なくされる可能性もある。

第二にこの間の新型コロナウイルス感染症対策の反動である。東京商工リサーチの発表によれば、2021年度の企業倒産件数は政府や金融機関の融資を通じて1964年以来の低水準を記録した。いわば「倒産を政策効果で強引に押さえ込んでいるのが実態」（日本経済新聞 2022年1月10日）である。このほか事業者向けの雇用調整助成金や飲食店向けの時短協力金、あるいはすでに終了したが持続化給付金や家賃支援給付金なども直接、間接的に企業財務を支えてきた。しかも、これら助成金や給付金は課税対象となることから、公的支出を税収で回収している面もあり、コロナ対策全般の出口戦略によっては経済成長に大きな穴を開ける可能性がある。

(3) 地方譲与税 (2兆5,978億円 40.7% 猶予特例分除き42.6%)

図表12は地方譲与税の税目別の額である。

例年と同様に特別法人事業譲与税の動向が譲与税全体を決定づけており、2022年度は2020年度を若干下回るものの、ほぼ同水準まで回復している。また、森林環境譲与税は段階的な引き上げ年度にあたるため、前年度から100億円増加している。

図表12 地方譲与税の状況

	2020(参考)	2021	2022	(億円) 増減額
地方揮発油譲与税	2,389	2,292	2,291	▲1
石油ガス譲与税	63	45	48	3
自動車重量譲与税	2,845	2,806	2,891	85
航空機燃料譲与税	154	178	149	▲29
特別とん譲与税	126	114	113	▲1
森林環境譲与税	400	400	500	100
特別法人事業譲与税	20,109	12,627	19,986	7,359
合計	26,086	18,462	25,978	7,516

(資料) 同上

(4) 地方特例交付金等 (2,267億円 ▲36.6%)

国の税財政政策にともなう地方負担の補てんとして計上されている地方特例交付金等は、前年度の新型コロナウイルス感染症対策減収補てん特別交付金の減少により、前年度を下回った。内訳は下記の通りである。

- ・ 住宅ローン減税にともなう個人住民税減収補てん特例交付金2,172億円 (19.8%)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策減収補てん特別交付金95億円 (▲93.3%)

(5) 地方交付税 (18兆538億円 3.5%)

交付税総額の財源確保等については第3章で述べた通りであり、ここでは交付税算定の見通しについて述べておく。

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

交付税の算定については、今後、通常国会において需要額の単位費用の改定などを含む交付税法改正案が提出される。実際の算定結果は7月末から8月初頭に閣議報告される「普通交付税大綱」を待つことになるが、現時点では以下のような見通しが明らかになっている。

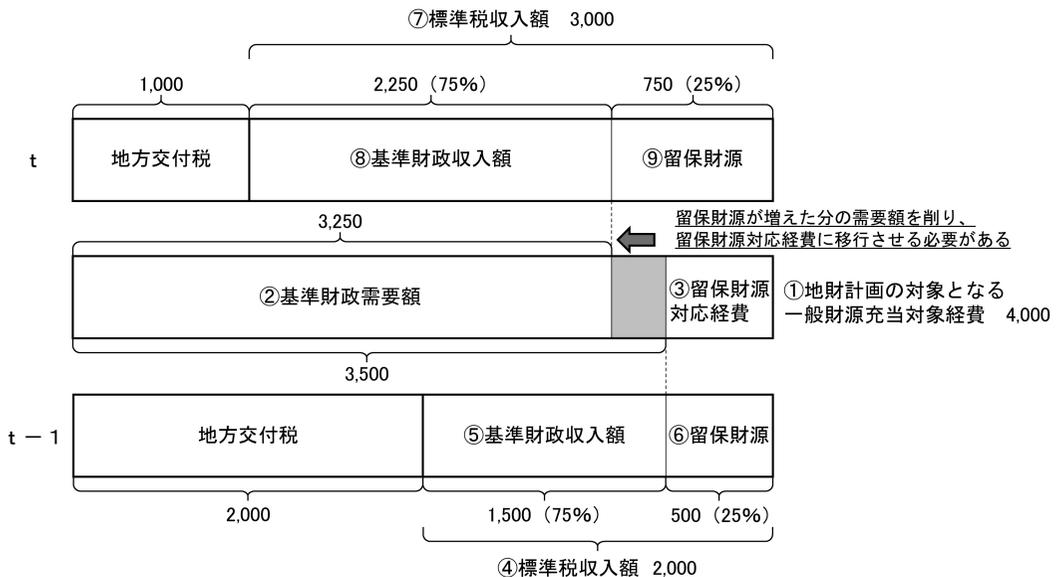
需要額の伸び率は個別算定経費で道府県分、市町村分ともに▲1.5%程度、包括算定経費で道府県分、市町村分ともに▲8.0%を見込んでおり、2022年度の各自治体における需要額が大幅に減少するものと予想される。この要因は交付税算定における留保財源の増加にともない、前年度の需要額で算定されていた経費を留保財源対応へ移行させる影響による。

この仕組みについて詳しく解説しておこう。図表13は交付税算定の仕組みを表したものである。ここでは特別交付税はないものとして説明する。

地財計画のうち地方税や地方交付税などの一般財源でまかなうべき経費は、交付税算定で対応する部分と留保財源で対応する部分に分かれる。このうち交付税算定で対応する分は、一般財源でまかなうべき経費である基準財政需要額と、地方税見込みの75%相当である基準財政収入額を算定し、両者の差額が各自治体の地方交付税（普通交付税）の交付額となる。

図表の中央部分には(①)一般財源を充当する対象経費を表し、その総額を4,000とする。図表の上下は前年度(t-1)と当該年度(t)の税収見込み(標準税収入額)で、(④) t-1年度を2,000、(⑦) t年度を3,000とする。

図表13 税収見通し(標準税収入額)の増加にともなう基準財政需要額の削減の仕組み



(資料) 筆者作成

まず $t-1$ 年度についてみると (4) 税収見込み2,000のうち75%が (5) 基準財政収入額1,500、残り25%が (6) 留保財源500と算定される。これに対応して (1) 一般財源充当対象経費4,000のうち (3) 留保財源対応経費が500となり、残り3,500を (2) 基準財政需要額で算定することになる。

次に税収が増えた t 年度になると (7) 税収見込み3,000のうち75%が (8) 基準財政収入額2,250、残り25%が (9) 留保財源750と算定される。これに対応して (1) 一般財源充当対象経費4,000のうち (3) 留保財源対応経費が750となり、残り3,250を (2) 基準財政需要額で算定する。

その結果、網掛けの部分だけ基準財政需要額を削り、留保財源対応に回す必要が生じるのである。2022年度は一般財源総額の伸びを抑え、その一方で地方税が増えたため、交付税算定では留保財源が増加し、これに対応して基準財政需要額を削減する必要があるため個別算定経費、包括算定経費のいずれも大幅な減少が見込まれたと推察される。

基準財政需要額の削減方法は需要額の単位費用によると予想されるが、具体的にどのような項目がどの程度削減されるかは明らかではない。ただし、社会保障関連などの義務的な経費よりも、枠算定である包括算定経費の削減率が大きくなると推察される。

基本的には、一般財源保障の水準を維持した上での税収増にともなう算定構造の変化であることから、各自治体においても従前通りの財源が確保されるという見通しは立つが、実際の算定ではその影響に差が生じるため、7月以降の算定結果に注目していく必要がある。

◆ 臨時的経費3項目

地財計画の一般行政経費単独事業の別枠で計上されている臨時的経費3項目は、基準財政需要額では「人口減少等特別対策事業費」「地域の元気創造事業費」「地域社会再生事業費」「地域デジタル社会推進費」として算定される。いずれも金額の見直しはないが、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円のうち6,000億円を算定する「人口減少等特別対策事業費」では、2020年度から5年間かけて地方創生の「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へと1,000億円分をシフトさせており、2022年度は「取組の必要度」で3,400億円程度（道府県分1,120億円、市町村分2,280億円）、「取組の成果」で2,600億円程度（道府県分880億円、市町村分1,720億円）が算定される。

なお、地域社会再生事業費では市町村への都道府県技術職員派遣の person 費も計上されており、都道府県が総務省に報告する「中長期派遣可能な技術職員数」に応じて、普通交付税で算定される。国は1,000人程度を目指しているが、2021年4月1日現在で登録者数は207名⁽⁹⁾にとどまっており、今後の制度活用が望まれる。

◆ 特別交付税

交付税総額が増加したことにより、その6%相当となる特別交付税は前年度当初比で3.5%、補正予算比で0.8%増となっており、災害対策等の年度により交付額が変動する要因を除けば、各自治体では概ね安定的な交付額が予想される。

(6) 国庫支出金（14兆8,826億円 0.8%）

国庫支出金は社会保障関係費を中心に増加している。

公共事業以外で増加額が大きかったものは生活扶助費等負担金、障害者自立支援給付費等負担金、子どものための教育・保育給付交付金（いわゆる幼保無償化）など、公共事業関連では災害復旧事業費補助金である。

義務教育教職員給与費負担金は約▲1%の減少となり、学級編成の見直しや教科担任制の導入による教職員の増員の一方で、少子化の進展による児童・生徒数の減少で全体としては減少傾向にある。

(7) 地方債（7兆6,077億円 ▲32.3%）

地方債は既述の通り臨財債の発行が抑制されたことにより、大幅な減少率となった。一方、増加項目はわずかな額ではあるが学校教育施設等、公共施設等適正管理推進事業、過疎対策事業などがあげられる。

むすび — 一般財源総額実質同水準の行方

2022年度の地財計画は一般財源総額を含めた規模、見積もられた歳出の内容ともほぼ前年度を踏襲するなかで、収支改善を通じた財政健全化が目立った。改めて当該年度の特徴

(9) 総務省「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」第3回（2021年10月29日）参照

をまとめると以下の点があげられる。

第一に財源不足の歴史的な縮小である。2兆5,559億円という1990年代以来の財源不足の縮小となり、折半ルールおよび既往法定分も含めてほぼ不要となったことは、地財対策に依存してきた地財計画の歴史のなかで、収支均衡が見えてきた注目すべき年度といえるだろう。今回、国税、地方税の法人関係税の回復が寄与していることは確かであるが、それだけではなく2014年、2019年の消費増税にともなう地方消費税の拡充、法定率分の引き上げが、地財計画の収支基盤を強化したことも重要である。言い換えれば財政再建は国民負担を求めなければ進展しないことを裏付けたといえる。

ただし、地財計画の収支均衡が「見えてきた」とはいえ、今回の財源不足額は、前年度からの繰越金の活用や臨財債の既往債償還分を充当した上での水準であり、地財対策から脱却したといえる状況ではない。しかも、交付税特別会計借入金償還や過年度決算精算分など、中長期的な交付税総額からの控除要因もあり、これらを踏まえて地財計画の収支状況を見ていく必要があるだろう。

第二に一般財源総額実質水準ルールの財政健全化の側面が目立ったことである。

いわゆる一般財源総額実質同水準ルールの考え方については、財務省の財政制度等審議会（以下「財政審」と呼ぶ）の建議で次のように明記されている。若干長いがそのまま引用する。「このルールは、地方の一般財源の総額について実質的に同水準を確保するものであるが、その結果として見合いの歳出も同じく実質同水準となっており、歳出面の財政規律としても機能している。具体的には、一般財源ルールに基づく毎年度の地方財政対策の結果、地方の一般財源総額（及びその見合いの歳出額）は、不交付団体の水準超経費や消費税率の引上げに伴う社会保障の充実等に相当する分を上乗せした水準で維持されている。地方税収入が一般財源総額の伸びを超過して増加した分、地方交付税の特例加算等及び臨時財政対策債が減少してきている」（財政審建議 2019年6月19日）。

このなかで「実質同水準」の考え方として、一般財源総額の水準を確保する一方で、見合いの歳出も同様に維持するものであり、「歳出面の財政規律として機能している」と書かれている。この場合の「実質」というのは不交付団体の水準超経費を除き、消費増税など追加的な税財源の裏付けがある経費は上乗せするということであり、それ以外は基本的に歳出を抑制すると解釈できる。

これまで、財源不足が比較的大きかった状況では、地財対策を駆使して一般財源総額を確保する財源保障の側面が目立ってきたが、2022年度は財政審の建議の通り、折半ルールが解消し、臨財債の発行が減少するなど財政健全化の側面が目立った地財計画といえるだ

ろう。

確かに国、地方を通じた財政健全化を前提とすれば、地財計画の歳出をむやみに拡大させることは現実的ではなく、実質同水準ルールでの財政健全化としての機能を否定することはできない。ただし、それは一般財源総額に見合った歳出が、地方交付税法に書かれている「合理的、且つ、妥当な水準」を確保されていることが前提であり、現状の国の政策推進や社会保障経費等の拡大にともなう地方負担の拡大のなかでは議論の余地がある。

第三に地財計画が「人材」を重視し始めたことである。2022年度に限ったことではないが、近年、保健師、児童福祉司、一般職員を含む計画人員が純増傾向にあり、地域社会再生事業費では都道府県の派遣技術職員の経費が計上されるなど、「人材」の強化を図る兆しがみられる。かつて三位一体改革、その後の集中改革プランでは人件費や人員の削減が進められ、地財計画において給与関係経費は減少の一途をたどっていたことからすれば、潮目が変わりつつあるということができる。課題は人材確保に見合った費用を地財計画にどの程度反映できるかであろう。

第四に標準的行政の新たな地平が垣間見られることである。

岸田新政権の経済対策の一環とはいえ、公共施設等適正管理推進事業費に脱炭素化事業が加わったことは、環境関連事業が標準的行政として発展していく可能性を期待させるものである。2000年代以降で地財計画に環境関連経費が盛り込まれた事例としては、2016～2019年度にわたり計上された重点課題対応分の森林吸収源対策等、2019年度以降の森林環境譲与税にもとづく森林整備費があるが、これにグリーン化が加わることで地財計画の歳出における基軸として発展していくことが期待される。

また、公共施設等適正管理推進事業自体は期限付きで延長されているが、これについても中長期の経常的な事業として、維持補修費とともに必要性が高まっていくものと考えられる。

このほか地方自治体のデジタル化については、さまざまな解決すべき課題があるが、いずれにしても今後の標準的行政として定着していくものであり、一般行政経費の単独事業の別枠として2年限りで計上されている地域デジタル社会推進費の今後のあり方も含めて、経費の位置づけを明確にしていくべきである。

以上のような2022年度の特徴を踏まえ、今後の地財計画の展望を述べ本稿を締めくくることがとする。

今回の財源不足の縮小が今後も進展していく場合、交付税財源の年度間調整の動向が注目される。いわゆる年度間調整というのは、交付税法定率分の年々の変動にともなう財源

の過不足を臨財債や法定率分の繰越などで中期的に調整する地財対策の運用方法である。交付税法の第6条の3第1項では、基準財政収入額が基準財政需要額を超えた場合はその超過額を当該年度の特別交付税に加算すると規定している。これは地財計画でみれば収支余剰が生じる状態である。ところが実際には2021年度補正予算のように、年度内の特別交付税への加算や調整戻しをした上で、特例法によって翌年度以降に繰り越すことで年度間調整を事実上行っている。その歴史は古く本稿ではそれを解説する余地はないが、2022年度以降、一般財源実質同水準ルールのもとでさらに税収が伸びれば、こうした交付税財源の余剰の側面から年度間調整の扱いにも注目していく必要があるだろう。

ただし、この場合の余剰という認識は、あくまで現在の地財計画の歳出水準が標準的行政として十分であるという前提の上に成り立つものであり、2022年度の財源不足の縮小がこれを満たしたものであるかどうかは慎重な検討を要する。

少なくとも岸田新政権がかかげる新しい資本主義に盛り込まれた、デジタル田園都市国家構想、カーボンニュートラル、科学技術・イノベーションなどは、いずれも多くの地域の政策に依存しており、これに従来の新型コロナ禍をとまなう保健医療、社会保障の取組、さらには人口減少社会における社会インフラの維持管理、公共交通対策などが重なることで、現行の同水準ルールのもとではまかなえない多くの財政負担が生じる可能性がある。こうした見通しのなかで、一般財源実質同水準ルールのもとに歳出のキャップをかけ続けることは、財源なき義務づけを自治体に強いることになりかねない。

昨年12月24日に地方六団体が公表した「令和4年度地方財政対策についての共同声明」では、一般財源総額の確保をはじめ、岸田新政権の経済対策を踏まえた一連の経費の充実とともに臨時的経費3項目の継続確保などについて高く評価している。しかし、税収増で「同水準ルール」が財政健全化のキャップに転じつつある今、果たして臨時的経費を含む従来通りの経費の積み上げで一般財源の十分性は保てるのか不安が残る。2022年度の地財計画は「実質同水準ルール」の意味が大きく変わる節目となるかもしれない。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：一般財源総額実質同水準ルール／臨時経済対策費／折半ルール／地方財政計画／臨時財政対策債

【参考文献】

黒田武一郎『地方交付税を考える ― 制度への理解と財政運営の視点』ぎょうせい、2018年

小西砂千夫『地方財政の歴史を変えた8つの物語』日本加除出版、2020年

鎌田素史「国家財政健全化と地方財政充実の相克 ― 財政制度等審議会と地方財政審議会の議論から」『立法と調査』2019年7月号

飛田博史「2022年度地方財政計画の概要とポイント」『月刊自治研』2022年2月号

星野菜穂子「コロナ禍の税収減とその対応」『地方税』2020年10月号

<資料>

令和4年度地方財政計画のポイント

総務省自治財政局
令和4年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債を前年度から3.7兆円抑制

一般財源総額(水準超経費除き) 62.0兆円(前年度比+0.02兆円、前年度 62.0兆円)

※ 水準超経費を含めた一般財源総額は63.9兆円(同+0.7兆円、同 63.1兆円)

・ 地方税・地方譲与税	43.8兆円 (前年度比+3.9兆円、前年度 39.9兆円)
・ 地方特例交付金等	0.2兆円 (同 ▲0.1兆円、 同 0.4兆円)
・ 地方交付税	18.1兆円 (同 +0.6兆円、 同 17.4兆円)
・ 臨時財政対策債	1.8兆円 (同 ▲3.7兆円、 同 5.5兆円)

(注1) 令和3年度の一般財源総額、地方税・地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている

(注2) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 臨時財政対策債の抑制等

- ・ 折半対象財源不足が解消し、臨時財政対策債の発行を対前年度比▲3.7兆円と大幅に抑制(③5.5兆円→④1.8兆円)。年度末残高見込みは2.1兆円縮減(③55.3兆円→④53.2兆円)
- ・ 交付税特別会計借入金を0.5兆円償還し、残高を縮減(③30.1兆円→④29.6兆円)

(3) 主な歳出項目

① 地域社会のデジタル化の推進

- ・ 地域社会のデジタル化を推進するため、「地域デジタル社会推進費」0.2兆円を引き続き計上

② 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- ・ 「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し、事業費を0.1兆円増額(③0.5兆円→④0.6兆円)するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設やダムを追加した上で、事業期間を5年間延長

③ 消防・防災力の一層の強化

- ・ 「緊急防災・減災事業費」について、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなど対象事業を拡充

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

歳入歳出の概要

通常収支分 (単位:兆円、%)

区 分		4年度 A	3年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地 方 税	41.2	38.3	3.0	7.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	41.2	38.1	3.2	8.3
	地 方 譲 与 税	2.6	1.8	0.8	40.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	2.6	1.8	0.8	42.6
	地 方 特 例 交 付 金 等	0.2	0.4	▲ 0.1	▲ 36.6
	地 方 交 付 税	18.1	17.4	0.6	3.5
	国 庫 支 出 金	14.9	14.8	0.1	0.8
	地 方 債	7.6	11.2	▲ 3.6	▲ 32.3
	臨 時 財 政 対 策 債	1.8	5.5	▲ 3.7	▲ 67.5
	臨 時 財 政 対 策 債 以 外	5.8	5.8	0.1	1.1
	使 用 料 及 び 手 数 料	1.6	1.5	0.0	1.6
	雑 収 入	4.4	4.4	0.1	1.6
	そ の 他	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 25.6
	計	90.6	89.8	0.8	0.9
一 般 財 源	(猶 予 特 例 分 除 き)	63.9	63.1	0.7	1.1
	(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.0	62.2	▲ 0.2	▲ 0.3
	(猶 予 特 例 分 除 き)	62.0	62.0	0.0	0.0
	計	90.6	89.8	0.8	0.9
歳 出	給 与 関 係 経 費	20.0	20.2	▲ 0.2	▲ 0.9
	一 般 行 政 経 費	41.4	40.9	0.6	1.4
	う ち 補 助	23.5	22.9	0.5	2.3
	う ち 単 独	14.9	14.8	0.0	0.3
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0	0.0
	公 債 費	11.4	11.8	▲ 0.4	▲ 3.0
	(猶 予 特 例 債 除 き)	11.4	11.6	▲ 0.1	▲ 1.2
	維 持 補 修 費	1.5	1.5	0.0	1.7
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投 資 的 経 費	12.0	11.9	0.1	0.4
	直 轄 ・ 補 助	5.7	5.7	▲ 0.0	▲ 0.9
	単 独	6.3	6.2	0.1	1.6
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.6	0.5	0.1	20.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	2.4	2.4	▲ 0.0	▲ 0.3
	水 準 超 経 費	1.9	1.2	0.7	60.9
	計	90.6	89.8	0.8	0.9

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

令和4年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和4年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 令和4年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆5,918億円 (③89兆8,060億円、+ 7,858億円、+ 0.9%)
② 地方一般歳出	75兆8,761億円 (③75兆4,043億円、+ 4,718億円、+ 0.6%)
③ 一般財源総額 (水準超経費を除く交付団体ベース)	62兆 135億円 (③61兆9,932億円、+ 203億円、+ 0.0%)
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	63兆8,635億円 (③63兆1,432億円、+ 7,203億円、+ 1.1%)
④ 地方交付税の総額	18兆 538億円 (③17兆4,385億円、+ 6,153億円、+ 3.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆8,283億円 (③39兆9,021億円、+3兆9,262億円、+ 9.8%)
⑥ 地方特例交付金等	2,267億円 (③ 3,577億円、▲ 1,310億円、▲ 36.6%)
⑦ 臨時財政対策債	1兆7,805億円 (③ 5兆4,796億円、▲3兆6,992億円、▲ 67.5%)
⑧ 財源不足額	2兆5,559億円 (③10兆1,222億円、▲7兆5,664億円、▲ 74.7%)
※ 令和3年度の一般財源総額、地方税及び地方譲与税については、令和2年度徴収猶予の特例分(2,145億円)を除いている(以下同じ)。	

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業	
① 震災復興特別交付税	1,069億円 (③ 1,326億円、▲ 257億円、▲ 19.4%)
② 規模	2,987億円 (③ 3,328億円、▲ 341億円、▲ 10.2%)
(2) 全国防災事業	
規模	1,023億円 (③ 1,090億円、▲ 67億円、▲ 6.1%)

II 通常収支分

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆135億円（前年度比 +203億円、+0.0%）
 ※ 水準超経費を含めた一般財源総額 63兆8,635億円（同 +7,203億円、+1.1%）
 [一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 68.5%程度（③64.4%）]

・ 地方税	41兆2,305億円（前年度比+3兆1,503億円、+ 8.3%）
・ 地方譲与税	2兆5,978億円（同 + 7,759億円、+ 42.6%）
・ 地方交付税	18兆 538億円（同 + 6,153億円、+ 3.5%）
・ 地方特例交付金等	2,267億円（同 ▲ 1,310億円、▲ 36.6%）
・ 臨時財政対策債	1兆7,805億円（同 ▲3兆6,992億円、▲ 67.5%）

地方債 7兆6,077億円（前年度比 ▲3兆 6,331億円、▲32.3%）

・ 臨時財政対策債	1兆7,805億円（前年度比▲3兆6,992億円、▲67.5%）
・ 臨時財政対策債以外	5兆8,272億円（同 + 661億円、+ 1.1%）
➤ 通常債	5兆 672億円（同 + 761億円、+ 1.5%）
➤ 財源対策債	7,600億円（同 ▲ 100億円、▲ 1.3%）

2 地方交付税の確保

地方交付税（出口ベース） 18兆538億円（前年度比 +6,153億円、+3.5%）

【一般会計】 15兆6,558億円（a）

- ① 地方交付税の法定率分 15兆6,404億円
 - ・ 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 15兆9,314億円
 - ・ 国税減額補正精算分（⑳、㉑、①）等 ▲ 2,910億円
- ② 一般会計における加算措置（既往法定分） 154億円

※ 令和4年度に予定していた加算額2,310億円のうち上記154億円を除く2,156億円については、地方交付税総額の安定的確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう、加算時期を調整

【特別会計】 2兆3,980億円（b）

- ① 地方法人税の法定率分 1兆7,127億円
- ② 交付税特別会計借入金償還額 ▲ 5,000億円
- ③ 交付税特別会計借入金支払利子 ▲ 709億円
- ④ 令和3年度からの繰越金 1兆2,561億円
- ⑤ 返還金 1億円

【地方交付税】（a）＋（b） 18兆 538億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④
地方交付税	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1

3 臨時財政対策債の抑制等

- ・ 地方財源不足の縮小 ③ 10兆1,222億円 → ④ 2兆5,559億円 (▲7兆5,664億円)
- ・ 折半対象財源不足の解消 ③ 3兆4,338億円 → ④ — (皆減)
- ・ 臨時財政対策債の抑制 ③ 5兆4,796億円 → ④ 1兆7,805億円 (▲3兆6,992億円)
- 年度末残高見込み ③ 55兆2,877億円 → ④ 53兆1,734億円 (▲2兆1,143億円)
- ・ 交付税特別会計借入金の償還 ③ — → ④ 5,000億円 (+ 5,000億円)

※ 交付税特別会計借入金について、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和4年度から令和6年度まで各年度5,000億円を償還

(参考) 臨時財政対策債の推移 (兆円)

	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
臨時財政対策債	6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	

4 財源不足の補填

令和4年度における財源不足額 2兆5,559億円 (前年度比▲7兆5,664億円、▲74.7%)

※ 折半対象財源不足を解消 (令和3年度 3兆4,338億円)

○ 令和2年度から令和4年度までの国と地方の折半ルールを適用したが、令和4年度は折半対象財源不足が生じていないことから、以下のとおり財源不足額を補填

- ① 財源対策債の発行 7,600億円
- ② 地方交付税の増額による補填(一般会計における加算措置(既往法定分)(※)) 154億円
- ③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 1兆7,805億円

(※) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算

5 地域社会のデジタル化の推進

地域社会のデジタル化を推進するため、「地域デジタル社会推進費」について、令和4年度においても、引き続き2,000億円を計上

※ 「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用

6 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し、事業費を1,000億円増額するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設やダムを追加した上で、事業期間を5年間延長

- 公共施設等適正管理推進事業費 5,800億円（③4,800億円）

7 消防・防災力の一層の強化

「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力を一層強化するため、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなど対象事業を拡充

8 まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和4年度においても、引き続き1兆円を確保

9 地域社会再生事業費

地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和4年度においても、引き続き4,200億円を計上

10 保健所の恒常的な人員体制強化

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制を強化するため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師がコロナ禍前の1.5倍となるよう、令和3年度からの2年間で約900名（令和2年度：約1,800名⇒令和3年度：約2,250名⇒令和4年度：約2,700名）増員

11 公立病院経営強化の推進

公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、令和3年度末までに「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方団体に「公立病院経営強化プラン」の策定を要請

「公立病院経営強化プラン」に基づく機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進するため、地方財政措置を拡充・延長

12 下水道事業の広域化・共同化の推進

令和4年度末までの広域化・共同化計画の策定及び同計画に基づく具体的な取組を推進するため、流域下水道への統合等について、地方財政措置を拡充

13 社会保障の充実及び人づくり革命等

社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

	※下記金額は、国・地方所要額の合計
・ 社会保障の充実分の事業費	2兆7,968億円 (③2兆7,078億円)
・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費	6,298億円 (③ 6,298億円)
・ 人づくり革命に係る事業費	1兆6,184億円 (③1兆5,791億円)

Ⅲ 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- 震災復興特別交付税 1,069億円
(前年度比 ▲257億円、▲19.4%)
- 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 552億円
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 149億円
 - ③ 地方税等の減収分 368億円

※ 令和4年度の所要額は、1,069億円であるが、予算額は年度調整分140億円を除いた929億円（令和3年度予算額：1,326億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和4年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆6,346億円

地域社会のデジタル化の推進

- 地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和4年度地方財政計画の歳出項目として、引き続き「地域デジタル社会推進費」を計上

【事業費】

2,000億円（令和3年度と同額）

※「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】

2,000億円程度

（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

公共施設等の適正管理の推進

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業及び事業費を拡充した上で、事業期間を5年間延長

【事業期間】

令和4年度～令和8年度（「脱炭素化事業」は令和4年度～令和7年度）

【事業費】

5,800億円（令和3年度：4,800億円）

【対象事業】

- 「長寿命化事業」の拡充
（空港施設、ダムの追加）
- 「脱炭素化事業」の追加 ※詳細は次頁



【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債 ※下線部は令和4年度の変更部分

対 象 事 業	充 当 率	交 付 税 措 置 率
① 集約化・複合化事業 ▪ 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ▪ 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ▪ 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 〔道路、河川管理施設（水門、堤防、 <u>ダム</u> （本体、放流設備、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、 <u>空港施設</u> 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕	90%	財政力に応じて 30～50%
③ 転用事業 ▪ 他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ▪ コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業 ▪ バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ▪ 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 脱炭素化事業【新規】 ※令和4年度～令和7年度（4年間） ▪ 地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業		
⑦ 除却事業	90%	—

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

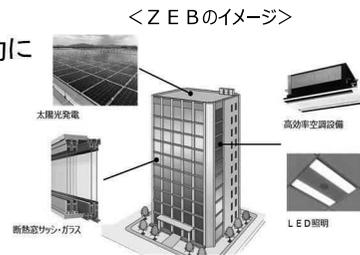
1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象



＜ZEB(Net Zero Energy Building)とは＞
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30～50%)

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

消防・防災力の一層の強化

- 豪雨・台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発し、また、激甚化・広域化する中で、人命に直結する発災時の応急対策がより重要となっていること等を踏まえ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

【緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充】

- 消防本部における災害対応ドローンの整備
- 消防救急デジタル無線の機能強化
- 応援職員の受入れ施設等の整備 ※一部は令和3年度から適用
- 連携・協力によるはしご自動車等の整備

<災害対応ドローン>



<応援職員の受入れ施設>



<はしご自動車>



(参考) 緊急防災・減災事業費の概要

<事業期間>

令和3年度～令和7年度

<事業費>

5,000億円(令和4年度)

<現行の対象事業>

公共・公用施設の防災機能強化・耐震化、避難所の環境改善・感染症対策等

<地方財政措置>

緊急防災・減災事業債(充当率:100%、交付税措置率:70%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

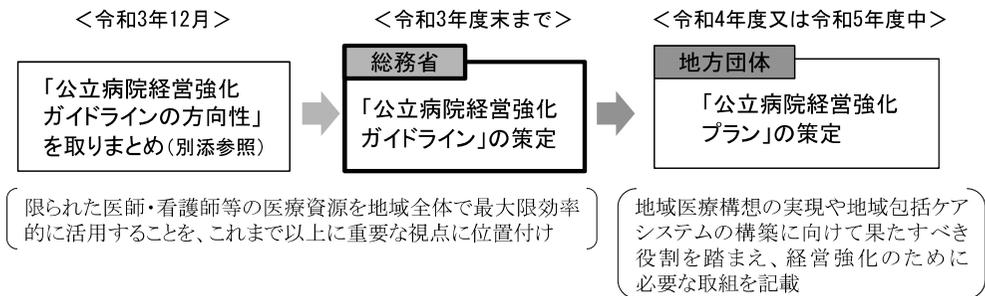
一般財源

緊急防災・減災事業債(地方債充当率100%)

公立病院経営強化の推進

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、地方団体が、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化に取り組めるよう地方財政措置を拡充・延長

1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置の拡充・延長

地方団体がガイドラインを踏まえて策定する「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

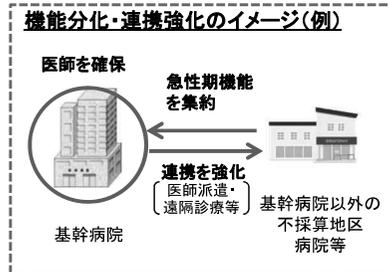
(1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長

① 病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し

複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

② システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加



(2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・ 看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・ 派遣元病院に対する措置を拡充（繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8）

(3) 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）【継続】

- ・ 「公立病院経営強化プラン」の策定や経営強化の取組を支援

3. その他の地方財政措置の見直し

- (1) 不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げ（30%）の継続
- (2) 地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ（36万円/㎡→40万円/㎡）

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための 公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について

(持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会 中間とりまとめ(R3.12.10公表))

課題

- **人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、地域医療を支える公立病院の経営は、依然として厳しい状況。**
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性**が改めて認識されるとともに、**平時からの取組の必要性**が浮き彫りとなった。

対応

- こうした課題を踏まえ、**持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療を支える公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインの策定が必要。**
- ガイドライン策定にあたっては、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**をこれまで以上に重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえる必要。
※ ガイドラインの策定期間については、地域医療構想を含む第8次医療計画策定の進め方を踏まえ、各地方公共団体において、公立病院経営強化プランの策定に早期に着手することが可能となるよう、今年度末までに策定することを想定。

新たなガイドラインの方向性

- ① **地方公共団体に対する公立病院経営強化プランの策定の要請**
 - i) 策定期間
令和4年度又は令和5年度中に策定
 - ii) プランの期間
策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
 - iii) プランの内容
持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情に応じた、公立病院の経営強化のために必要な取組を記載するよう求める
- ② **都道府県の役割の強化**
 - ・ 都道府県の役割としては、地域医療構想の策定主体としての調整機能をこれまで以上に強化することが必要
 - ・ 特に、機能分化・連携強化については、医療資源が比較的充実した都道府県立病院が中小規模の公立病院との連携・支援を強化していく枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提案していくことが重要

プランの内容のポイント

地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載。主なポイントは以下のとおり。

【ポイント①】機能分化・連携強化の推進

- ・ 地域の中で各公立病院が担うべき**役割や機能を明確化・最適化**
(特に、基幹病院に急性期機能を集約し、**医師を確保**した上で、それ以外の不採算地区病院等との**連携を強化**)

【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革の推進

- ・ 不採算地区病院等への**医師・看護師等の派遣**の強化
- ・ **働き方改革**の推進

【ポイント③】経営形態の見直し

- ・ 柔軟な人事・給与制度を通じ、医師等の確保につながる**経営形態の見直し**

【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応

- ・ ①～③の取組に加え、**感染症拡大時に転用しやすい施設・設備の整備**

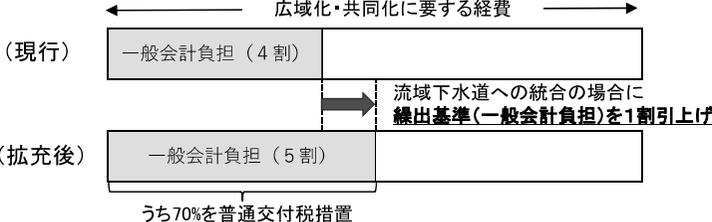
下水道事業の広域化・共同化の推進

- 都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要
- このため、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加

1. 流域下水道への統合に係る地方財政措置の拡充

公共下水道同士の統合に比して、流域下水道への統合に要する経費がかかり増しとなる実態を踏まえ、流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、繰出基準を1割引上げ

＜処理区域内人口密度100人/ha以上の例＞



＜地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率＞

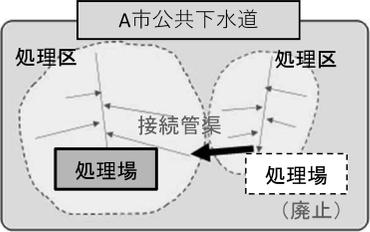
処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分	(拡充案) 流域下水道への統合分
100以上	28%	35%
75以上100未満	35%	42%
50以上75未満	42%	49%
25以上50未満	49%	56%
25未満	56%	63%

2. 同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債（広域化・共同化分）の対象に追加

(参考) 下水道事業債（広域化・共同化分）

- ＜地方財政措置＞
- 繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割
- 交付税措置：普通交付税措置 7割



3. 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）（継続）

下水道の広域化・共同化等の取組を専門技術的に支援

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区 分		令和4年度	令和3年度
歳	入 合 計 ①	905,918	895,915
地	方 税 ②	412,305	380,802
地	方 譲 与 税 ③	25,978	18,219
地	方 特 例 交 付 金 等 ④	2,267	3,577
地	方 交 付 税 ⑤	180,538	174,385
地	方 債 ⑥	76,077	112,407
	うち臨時財政対策債 ⑦	17,805	54,796
復	旧 財 源 充 当 事 業 分 ⑧	▲ 4	▲ 2
全	国 防 災 充 当 事 業 分 ⑨	▲ 254	▲ 345
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	638,635	631,432
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	68.5%	64.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	8.4%	12.5%

※ 令和3年度の歳入合計、地方税、地方譲与税、一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

（参考）

- 地方の借入金残高 189.2兆円（令和4年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 193.0兆円（令和3年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 29.6兆円（令和4年度末）
※ 30.1兆円（令和3年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

		(単位: 億円、%)			
区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額増 減 (C)	増 減 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	412,305	382,704	29,601	7.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	412,305	380,802	31,503	8.3
	地 方 譲 与 税	25,978	18,462	7,516	40.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	25,978	18,219	7,759	42.6
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	3,577	△ 1,310	△ 36.6
	地 方 交 付 税	180,538	174,385	6,153	3.5
	国 庫 支 出 金	148,826	147,631	1,195	0.8
	地 方 債	76,077	112,407	△ 36,331	△ 32.3
	うち 臨 時 財 政 対 策 債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
	うち 財 源 対 策 債	7,600	7,700	△ 100	△ 1.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,729	15,487	242	1.6
	雑 収 入	44,456	43,754	702	1.6
	復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 4	△ 2	△ 2	100.0
	全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 254	△ 345	91	△ 26.4
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
一 般 財 源	638,635	633,577	5,058	0.8	
(猶 予 特 例 分 除 き)	638,635	631,432	7,203	1.1	
(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベー ス)	620,135	622,077	△ 1,942	△ 0.3	
(猶 予 特 例 分 除 き)	620,135	619,932	203	0.0	
歳 出	給 与 関 係 経 費	199,644	201,540	△ 1,896	△ 0.9
	退 職 手 当 以 外	185,283	186,816	△ 1,533	△ 0.8
	退 職 手 当	14,361	14,724	△ 363	△ 2.5
	一 般 行 政 経 費	414,433	408,824	5,609	1.4
	補 助	234,578	229,416	5,162	2.3
	単 独	148,667	148,296	371	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,988	14,912	76	0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	2,000	0	0.0
	公 債 費	114,259	117,799	△ 3,540	△ 3.0
	(猶 予 特 例 債 除 き)	114,259	115,654	△ 1,395	△ 1.2
	維 持 補 修 費	14,948	14,694	254	1.7
	うち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	1,100	0	0.0
	投 資 的 経 費	119,785	119,273	512	0.4
	直 轄 ・ 補 助	56,648	57,136	△ 488	△ 0.9
	単 独	63,137	62,137	1,000	1.6
	うち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	うち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,800	4,800	1,000	20.8
	うち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,349	24,430	△ 81	△ 0.3
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,398	14,718	△ 320	△ 2.2
	そ の 他	9,951	9,712	239	2.5
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,500	11,500	7,000	60.9
計	905,918	898,060	7,858	0.9	
(水 準 超 経 費 を 除 く 交 付 団 体 ベー ス)	887,418	886,560	858	0.1	
地 方 一 般 歳 出	758,761	754,043	4,718	0.6	

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率
歳 入	震災復興特別交付税	1,069	1,326	△	257	△	19.4
	一般財源充当分	4	2		2		100.0
	国庫支出金	1,822	1,913	△	91	△	4.8
	地方債	9	8		1		12.5
	雑収入	83	79		4		5.1
計		2,987	3,328	△	341	△	10.2
歳 出	給与関係経費	58	65	△	7	△	10.8
	一般行政経費	1,418	1,686	△	268	△	15.9
	補助	921	1,003	△	82	△	8.2
	単独	497	683	△	186	△	27.2
	公債費	83	79		4		5.1
	投資的経費	1,428	1,497	△	69	△	4.6
	直轄・補助	1,426	1,410		16		1.1
	単独	2	87	△	85	△	97.7
公営企業繰出金	0	1	△	1	△	100.0	
計		2,987	3,328	△	341	△	10.2

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A)-(B)	額 (C)	増 減 (C)/(B)	率
歳 入	地方税	768	744		24		3.2
	一般財源充当分	254	345	△	91	△	26.4
	雑収入	1	1		0		0.0
計		1,023	1,090	△	67	△	6.1
歳 出	公債費	1,023	1,090	△	67	△	6.1
	計	1,023	1,090	△	67	△	6.1

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

区 分		(単位：億円、%)			
		令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
入	地 方 税	413,073	383,448	29,625	7.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	413,073	381,546	31,527	8.3
	地 方 譲 与 税	25,978	18,462	7,516	40.7
	(猶 予 特 例 分 除 き)	25,978	18,219	7,759	42.6
	地 方 特 例 交 付 金 等	2,267	3,577	△ 1,310	△ 36.6
	地 方 交 付 税	181,607	175,711	5,896	3.4
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	180,538	174,385	6,153	3.5
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	1,069	1,326	△ 257	△ 19.4
	国 庫 支 出 金	150,648	149,544	1,104	0.7
	地 方 債	76,086	112,415	△ 36,330	△ 32.3
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
	う ち 財 源 対 策 債	7,600	7,700	△ 100	△ 1.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	15,729	15,487	242	1.6
	雑 収 入	44,540	43,834	706	1.6
計	909,928	902,478	7,450	0.8	
一 般 財 源	640,730	635,994	4,736	0.7	
(猶 予 特 例 分 除 き)	640,730	633,849	6,881	1.1	
出	給 与 関 係 経 費	199,702	201,605	△ 1,903	△ 0.9
	退 職 手 当 以 外	185,341	186,881	△ 1,540	△ 0.8
	退 職 手 当	14,361	14,724	△ 363	△ 2.5
	一 般 行 政 経 費	415,851	410,510	5,341	1.3
	補 助	235,499	230,419	5,080	2.2
	単 独	149,164	148,979	185	0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,988	14,912	76	0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	2,000	0	0.0
	公 債	115,365	118,968	△ 3,603	△ 3.0
	(猶 予 特 例 債 除 き)	115,365	116,823	△ 1,458	△ 1.2
	維 持 補 修 費	14,948	14,694	254	1.7
	う ち 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1,100	1,100	0	0.0
	投 資 的 経 費	121,213	120,770	443	0.4
	直 轄 ・ 補 助	58,074	58,546	△ 472	△ 0.8
	単 独	63,139	62,224	915	1.5
	う ち 緊 急 防 災 ・ 滅 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,800	4,800	1,000	20.8
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出 金	24,349	24,431	△ 82	△ 0.3
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	14,398	14,718	△ 320	△ 2.2
そ の 他	9,951	9,713	238	2.5	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	18,500	11,500	7,000	60.9	
計	909,928	902,478	7,450	0.8	
地 方 一 般 歳 出	761,665	757,292	4,373	0.6	

(参 考 1)

地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和61年度	4.6	4.3	6.9	4.0
62	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5

(注1) () 内は、税源移譲分を除いた伸率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸率である。

(注3) 地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2)

地方債等関係資料

年 度	地 方 債 額 計 画 (億円)	対 前 年 度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和61年度	44,290	4,790	8.4	61
62	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲134	7.9	70
4	51,400	▲4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲3,118	13.6	201
25	111,517	▲137	13.6	201
26	105,570	▲5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	193 (見込)
4	76,077	▲36,331	8.4	189 (見込)